

人材紹介コンサルティング契約書

_____ (以下、甲という)と株式会社アドプランナー(以下、乙という)とは、甲の人材採用に関し、下記のとおり甲が乙に人材の紹介を依頼する契約を締結する。

第1条(業務内容)

乙は、甲の諸条件に関する人材紹介、及び採用に関するコンサルティング業務を行うものとする。

第2条(紹介手数料)

甲は、乙からの紹介者(以下、丙という)の採用を決定するに至った場合、紹介手数料として理論年収の35%(税別)を乙に支払う。但し、最低紹介手数料は150万円(税別)とする。

第3条(紹介手数料の支払い)

- 乙は、丙が甲に入社に至ったことを確認し、甲に対し紹介手数料の支払いを請求する。
- 甲は、前項の請求書の到達後、甲の支払い規定に従い、本件業務に関する紹介手数料を当該請求書に基づき、乙が指定する金融機関の口座に振り込み支払う。但し、振り込み手数料は甲の負担とする。

第4条(オーナーシップ)

甲は、いかなる事由にかかわらず、乙より紹介を受けた日から1年以内に丙を採用した場合、甲は乙に対して第2条に定めた紹介手数料を支払うものとする。

第5条(紹介手数料の返還義務)

丙が、自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の割合で紹介手数料を返還するものとする。

但し、甲の丙に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時に甲が示した労働契約内容と異なること、その他甲の責に帰すべき事由に起因する退職の場合はこの限りではない。

- ・入社後1ヶ月未満の場合 紹介手数料の50%
- ・入社後3ヶ月未満の場合 紹介手数料の30%

第6条(守秘義務)

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た選考対象者等第三者に関する情報並びに、甲乙お互いの情報、又は不利益となる情報に関して守秘義務を負うものとする。

第7条(契約の有効期限)

本契約の有効期限は、契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議申し立てのない場合は、本契約は自動的に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

第8条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時において、自己(代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下、反社会的勢力という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲又は乙は、相手方が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、相手方の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と相手方が判断する資料を提出しなければならない。
3. 甲又は乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。
4. 甲又は乙が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責を負わない。この場合において、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求は妨げられない。

第9条(管轄)

本契約の履行および解釈に関して紛争が生じたときは、訴額に応じ、名古屋地方裁判所又は簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条(協議事項)

甲乙間において、本契約に定めない事項または本契約記載事項に疑義が生じた場合は、お互いに誠意をもって協議し、解決する。

本契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、両社が合意の後、電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年 月 日

甲:

乙: 愛知県名古屋市瑞穂区妙音通4丁目29番地
株式会社 アドプランナー
代表取締役 佐藤 一之

(有料職業紹介事業許可番号: 23-ユ-301373)